

別表1 (第3条関係)

補助対象		補助金の額
応急資機材	消火器（消火器薬剤を含む。） 消火器格納庫（取付費を含む。） バケツ 小型動力ポンプ ホース 放水補助器具 砂袋 水消火器 バール ハンマー ウインチ リヤカー チェンソー 担架 一輪車・台車 エンジンカッター ジャッキ 組織用救急セット 無線機器 車椅子 AED（自動体外式除細動器） ヘルメット スコップ のこぎり はしご・脚立 ロープ ライフジャケット 掛矢 チェーンブロック ゴムボート おの 水中ポンプ つるはし とび口 鉄線ばさみ もっこ 丸太 ペンチ なた 石み くわ・すき 土のう袋 雨衣 ゴム長靴（踏抜き防止加工） ビブス 防じんマスク 革手袋 ケブラー手袋 標旗 腕章	補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、20万円を限度とする（1,000円未満の端数切捨て）。
避難生活用資機材	仮設トイレ（トイレ用消耗品を含む。） 浄水機（ろ水機） 防災用簡易ベッド 鍋・やかん 拡声器 寝袋 間仕切り用板 カセットコンロ コードリール 組立水槽 ビニールシート ポリタンク 携行缶 ラジオ 釜・かまど 燃料缶詰・乾電池 ホワイトボード 机・椅子 防災用毛布 防災テント 防災用マット 発動発電機 強力ライト	
感染防護資機材	マスク ニトリル手袋 防じんゴーグル 感染防護服 消毒液 消毒噴霧器 大型送風機 空気清浄機 非接触型体温計 フェイスシールド	

(注)

- 1 可搬消防ポンプ（C-1級以上）に係る資機材は除く。
- 2 名入れ費用を含む。

別表2（第3条関係）

補助対象		補助金の額
断水対策用資機材 避難生活用資機材	モバイルバッテリー Wi-Fi ルーター 手押し井戸ポンプ 避難所運営用パソコン 端末避難所運営用タブレット端末 蓄電池	補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、10万円を限度とする。 (1,000円未満の端数切捨て)。ただし、手押し井戸ポンプのみを購入した場合は、5万円を限度とする。

(注)

名入れ費用を含む。

別表3（第3条関係）

補助対象		補助金の額
断水対策用資機材	手押し井戸ポンプ 電動井戸ポンプ	補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、5万円を限度とする。 (1,000円未満の端数切捨て)。

(注)

静岡市災害時協力井戸登録事業に登録された井戸に限る。